

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公開番号】特開2005-131410(P2005-131410A)

【公開日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2005-020

【出願番号】特願2004-315280(P2004-315280)

【国際特許分類】

A 61 B 5/055 (2006.01)

G 01 R 33/383 (2006.01)

【F I】

A 61 B 5/05 3 3 1

G 01 N 24/06 5 1 0 R

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月16日(2009.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の部材を含んだ少なくとも1つの極片(36)と、

前記部材のそれぞれの内部に含まれている少なくとも2つの方向性シートであって、その第1の方向性シートの容易磁化方向がその第2の方向性シートの容易磁化方向と異なっている少なくとも2つの方向性シートと、

を備える磁気共鳴イメージング(MRI)システム(10)。

【請求項2】

前記第1及び第2の方向性シート(92、94)と一緒に積み重ねた第3の方向性シート(96)をさらに備えると共に、前記第2の方向性シート(94)の容易磁化方向は前記第1の方向性シート(92)の容易磁化方向に対して概ね60度の角度を形成しており、かつ該第3の方向性シート(96)の容易磁化方向は前記第2の方向性シート(94)の容易磁化方向に対して概ね60度の角度を形成している、請求項1に記載のイメージング・システム。

【請求項3】

前記第2の方向性シート(94)は前記第1と第3の方向性シート(92、96)の間に配置されている、請求項2に記載のイメージング・システム。

【請求項4】

前記第1及び第2の方向性シート(112、114)と一緒に積み重ねた第3の方向性シート(116)をさらに備えると共に、前記第2の方向性シート(114)の容易磁化方向は前記第1の方向性シート(112)の容易磁化方向に対して概ね45度の角度を形成しており、かつ該第3の方向性シート(116)の容易磁化方向は前記第2の方向性シート(114)の容易磁化方向に対して概ね45度の角度を形成している、請求項1に記載のイメージング・システム。

【請求項5】

その各々が中心を有している少なくとも一対の反対方向を向いたマグネット(24、26)をさらに備えると共に、前記少なくとも2つのシートが該マグネット中心と実質的に直交して延びる線(35)と実質的に平行な方向で積み重ねられている、請求項1に記載の

イメージング・システム。

【請求項 6】

その各々が中心を有している少なくとも一対の反対方向を向いたマグネット(24、26)をさらに備えると共に、前記少なくとも2つのシートは該マグネット中心と実質的に直交して延びる線(35)と実質的に直交する方向で積み重ねられている、請求項1に記載のイメージング・システム。

【請求項 7】

前記少なくとも2つのシートのそれぞれは、鉄とアルミニウム、鉄とアルミニウムとケイ素の組み合わせ、鉄とニッケルの組み合わせ、並びに鉄とケイ素の組み合わせのうちの少なくとも1つを含む方向性材料から製作されている、請求項1に記載のイメージング・システム。

【請求項 8】

前記第2の方向性シートは、前記第1の方向性シートの保磁力と比べてより大きな保磁力を有している、請求項1に記載のイメージング・システム。